

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第64回）議事録

日 時 令和8年2月6日（金）9:58～11:08

場 所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、伊澤委員、岩崎委員、久保委員

（関係省庁）厚生労働省医政局総務課 西川企画官

こども家庭庁成育局成育基盤企画課 横田課長

こども家庭庁成育局保育政策課 栗原課長

こども家庭庁支援局障害児支援課 今泉課長

こども家庭庁支援局障害児支援課 徳永課長補佐

（事務局）内閣府地方創生推進事務局 小山審議官、鷹合参事官、
山岡参事官補佐

1. 開会

（鷹合参事官）委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、少し早いですけれども、第64回「評価・調査委員会」を開催させていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、藤村委員長にお願いいたします。

（藤村委員長）定刻ちょっと前ですが、皆さんおそろいですので、第64回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

本日の委員の出欠状況ですが、岩崎委員、伊澤委員、久保委員は会場からの御参加、工藤委員が欠席と承っております。

また、今回は、事務局から小山審議官が出席をされておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

（小山審議官）内閣府地方創生推進事務局審議官の小山でございます。

本日は、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。委員の皆様には、平素より特区制度の運用・改善に向け、専門的な御知見に基づく助言を賜っていますこと、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

構造改革特区制度は、地域の創意工夫に基づき規制改革を進めることを打ち出した制度でございますが、平成14年の制度創設以来、現在でもなお着実に成果を上げております。

本評価・調査委員会は、特区において講じられた規制の特例措置が、当初の目的に照らして適切に機能しているか、あるいは、その成果を全国展開すべきか否かといった制度の根幹に関わる重要な評価と調査を担っていただいております。

これまで全国で活用された特区は累計で1,400件以上、全国展開して一般制度化された特例措置は約150件となっております。これも、委員の皆様のごこれまでの活発な御議論、評

価意見のおかげと考えております。改めて御礼を申し上げます。

今回の評価対象となっております「病院等開設会社による病院等開設事業」、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」につきましても、創設以来、20年以上にわたって、継続的な評価を通じて、制度の充実や事業運営の改善が図られてきております。本日も、委員の皆様には、充実した御審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、昨年6月に行われました国家戦略特区諮問会議では、特区制度の再起動として、構造改革特区、国家戦略特区、総合特区の3つの特区制度を通じて得られた成果の普遍化を強力に進めるとともに、地方の課題を起点とする規制・制度改革をより一層大胆に進めるため、各特区制度の特徴を生かしつつ連携させ、制度全体の運用を抜本的に強化することを決定しております。

私ども事務局といたしましても、本日の議論を真摯に受け止め、制度がより実効性を持って機能するよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

以上簡単ではございますが、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(藤村委員長) ありがとうございます。

2. 令和7年度の評価について

「病院等開設会社による病院等開設事業（特例措置番号910）」

(藤村委員長) それでは、本日の議事に入りたいと思います。議事次第に沿って進めます。

議事次第2の「令和7年度の評価について」ですが、まず、特例措置番号910「病院等開設会社による病院等開設事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

(鷹合参事官)

資料2-1を御覧ください。本日はオンラインで出席されている方がいないので、紙で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料2-1の1ページ目になりますけれども、医療法では、株式会社による病院の開設は認められておりませんが、この特定措置ではこれを認めるというものがございます。要件としては、高度な医療のみしか診療が認められないということと、自由診療のみという要件などがあります。平成15年に特例措置を設けておりますが、これまで活用されているのは、神奈川県のみでございます。

今回、評価に当たり、昨年9月に評価・調査委員会を開催させていただきました。調査項目を委員に確認いただいた上で、評価・調査委員会と厚生労働省で調査をいたしました。まずは私から、評価・調査委員会の調査について御説明いたします。資料の3ページ目以降に詳細が書いてありますけれども、2ページの概要で御説明させていただきます。

1、本年度の調査結果の概要でございますけれども、評価・調査委員会の調査では、新規患者数や手術件数は伸びていないことと、本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なことが確認されました。また、本特例措置の適用希望が

少ないことについては、行える医療行為が限定的かつ特殊であるとの指摘もありました。特定事業者から、1社だけですけれども、株式会社であるメリットとしては、株式の発行による資金調達が認められる、診療所単独での損失がある状態でも株式会社から補填いただけるので、継続して運営ができるという回答がありました。

2番の課題のところですが、新規患者数や手術件数がなかなか伸びていなくて、なかなか経営もうまくいかないということでございます。

3番の全国展開に向けて確認した点でありますけれども、新規患者数や手術件数の増加がないので、なかなかこのままうまくいくという感じにはなっていないということが確認した点でございます。

私からの説明は以上になります。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、続きまして、当該特例措置の所管官庁であります厚生労働省より説明をお願いいたします。

(厚生労働省西川企画官) 厚生労働省医政局の西川と申します。よろしくお願いたします。

資料2-1の8ページを御覧いただきたいと思います。厚生労働省による調査結果について御説明させていただきます。

8ページの①の調査内容でございますが、厚生労働省では、都道府県、株式会社立の医療機関、今回の特区の当事者でありますバイオマスター社について調査を行っております。

下のほうの⑤の調査結果を御覧いただきたいと思います。都道府県からの調査では、今回の特区制度については知っているかということに対して、11自治体から「知らない」という回答がありました。前回の調査では4自治体でしたので、少し増えているところがあります。

それから、前回調査以降の本特区制度の活用に関する相談の有無については、1都道府県より相談ありという回答がありましたが、その詳細については不明であるとの回答でありました。

また、その下ですけれども、株式会社立の医療機関が存在している25の都道府県からは、そのうち2の都道府県から株式会社立の医療機関への苦情があったということでしたが、その内容については、株式会社立に由来するものではなかったということでもあります。

9ページでございます。株式会社立医療機関に対する調査では、株式会社立医療機関であることのメリット、デメリットについて(1)、(2)のような回答があったところがあります。メリットとしましては、経営基盤の安定性、設備投資や資金調達がしやすいという回答がある一方、デメリットとしては、病院独自の意思決定が難しく、迅速な経営判断ができないですとか、企業側の制度が必ずしも病院経営に適しているわけではないといった内容が挙げられております。

また、(3)で医療法人とか他の法人形態への移行の意思の有無についての質問もいた

しておりますけれども、検討していると回答した会社は2社ありましたが、具体的な段階ではないということでありました。

その下、バイオマスター社への質問としましては、(1)、(2)で新たな診療領域の拡大、それによる効果。これはこれまでも御議論されておりますけれども、令和2年に13の施術について拡大を行っております。それについては、CAL組織増大術と一体的に実施するという事に限って認めております。その効果については限定的だというような回答がありました。

(3)では株式会社立医療機関としての経営上のメリットなどを質問しておりますけれども、先ほどの回答とも重複しますが、診療所での損失分を会社の資金で補填することが可能であるため、閉院することなく続けられるといったようなこと。また、臨床と研究の関係性として非常に効率がよいといった回答が得られております。

10ページですけれども、一方で、支障があるかという点につきましては、特区制度より逸脱するような治療が行えないことがボトルネックだということですか、株主の決定が最重要であるため、医師の方針による医療機関の経営が必ずしも行えるわけではなく、会社と医療従事者との間の意見の相違が見られることもあるといった回答がございました。

(5)の特区制度を実施するに当たっての支障ということでありまして、2022年にバイオマスター社からの要望がありましたけれども、厚生労働省とのやり取りの中で撤回がされています。また、2014年に再生医療の安全確保法が施行されて以降、再生医療の実施件数も増えておりますので、バイオマスター社の有意性が低下しているといったような御意見、御指摘がありました。

⑥、⑦で特区制度の弊害の発生の有無、全国展開による弊害の有無といったところをまとめております。先ほどの調査の中でも出ていましたが、株主決定が最重要であるということで、会社と医療従事者の間の意見に相違が生ずることがあるということでありました。この具体的な内容や解消手段についても詳細に調査をしていく必要があるだろうと考えておりますが、何分、利用件数が1件ということでもありますので、意見の相違の具体的内容は現時点では分からないところでもありますので、その中身についてはさらに詳細を調べていく必要があるだろうと考えております。

以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。伊澤さん、どうぞ。

(伊澤委員) 御説明ありがとうございます。

御説明の中の最後の10ページで、全国展開により発生する弊害の有無ということで、現場における意見相違の具体的な内容や解消手段と書いてありますが、これだけではなく、やはり適用件数がまだ1件だということがあるのかと。その辺に関しては、厚生労働省はいかがお考えでしょうか。

(厚生労働省西川企画官) この間、バイオマスター社1件のみで、広がっていったということでありまして、これは都道府県のほうにも相談の有無などを聞いておりますけれども、具体的な相談がないというのが現状であります。

今回の調査では1件相談があったということでありまして、これは具体的には東京都ですけれども、それ以降の詳細な内容には発展していったということ、我々も東京都に聞きましたけれども、詳細な内容はそれ以上は分からないということでありましたので、なかなかまだ拡大をしていったという中で、本当に株式会社立という点での株主の利益と医療従事者との間の意見の相違がどういう具体的なものになっていくのかというのが、まだ分からないというふうに感じております。

(伊澤委員) やはり特区の条件としては、高度な医療と自由診療という2つの条件があるという認識で、当然、当時の議論があったのですけれども、この要件が厳し過ぎるところもあるのではないかと個人的には思うところありますので、結論には今回異論ないのですけれども、ぜひとも自由診療ということ考えた場合に、株式会社立で医療するようなニーズが市場にあるのかというのは、ぜひともお調べいただきたいなと思います。素人から申しますと、美容診療とか健康診断とかを思いつくのですけれども、例えば医療の専門家に聞くと、こんなのがありますよと教えていただいて、更年期障害の方向けのホルモン治療というのがあります。それは自由診療で、更年期障害は女性だと思うのですけれども、そういった状況になる場合に、調子が悪くなる前に予防することによって、より健康的に働けるということがあると聞きます。やはりこれだけ保険診療で医療費が国家財政を逼迫しているのもありますので、自由診療を広げることによって、そういった保険診療の財政の逼迫というところもカバーできるかなと思いますので、ぜひとも幅広く御検討いただいて、今後必要があれば見直しをしていただくのがいいのではないかなと思うので、市場調査などをしていただくとありがたいかなというふうに私としては思います。

以上です。

(藤村委員長) 厚生労働省から何かございますか。

(厚生労働省西川企画官) 御指摘ありがとうございます。

先生御指摘のように、自由診療の市場というのは、我々は実はまだはっきりと分かっていないところもございます。多分、先生から今御指摘があったのは本当に完全な自由診療としてやられているところだと思いますが、一方で、例えば美容の皮膚科では、保険医療機関としても指定をされている場合がありますので、完全な自由診療ではないということがありまして、むしろそういうほうが大半ではないかと思っています。完全な自由診療ということ、どういった市場とかニーズがあるのかというのは、我々もよく調べたいと思います。

(伊澤委員) よろしくお願ひします。

(藤村委員長) そのほかございますでしょうか。

岩崎さん、どうぞ。

(岩崎委員) 先ほど御指摘のあった⑥の弊害に関してですが、株主決定が最重要であるため、会社組織と医療従事者の間で意見に相違が生じる場合があるとの点は、これから詳細にお調べいただくということで理解しております。

その上で、株主重視で費用対効果を追求するあまり経営主導となり医療倫理が問われるような状況になることや、経営と医療といった2つの異なる文化が対立するのは望ましいことではないと思われまますので、この点は丁寧にお調べいただいて、お教えいただければと思います。

(厚生労働省西川企画官) 承知しました。バイオマスター社1社なものですから、もう少し突っ込んで調べるとか、やり方を考えたいと思います。

(藤村委員長) 分かりました。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

では、ただいま質問が2つほど出されましたが、それを踏まえまして、取りまとめていきたいと思ひます。

評価意見案について事務局より御説明をお願いします。

(鷹合参事官) 資料3の2枚目を御覧ください。910の評価意見案ですけれども、株式会社のメリットとしまして、経営基盤が安定していること、資金調達しやすいという点がありますけれども、一方で、病院独自の意思決定が難しく、迅速な経営判断ができないといったデメリットもあるということがございます。この特例措置を活用する企業がなかなか増えていないということもございます。活用している企業においても、新規患者数や手術件数がなかなか伸びていないということで、なかなか全国展開への判断が難しいと考え、評価としては、⑤ですけれども、「その他(事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行う。)」としたいと考えております。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

今お示しいただきました資料3の評価意見案ですが、これでこの委員会としては取りまとめていきたいと思ひますが、皆さんの御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

では、910につきましては、今、事務局から御説明のあった評価意見案を我々の評価意見として決めたいと思ひます。

(鷹合参事官) すみません。⑥のほうで「評価・調査委員会においては、次のような意見が出された」というところの次が空欄でございますので、これは先ほどいただいた意見を後ほど我々事務局のほうで追加しまして、皆さんに御提示したいと思ひております。

以上です。

(藤村委員長) では、特例措置番号910については、以上といたします。

(厚生労働省退室)

(こども家庭庁入室)

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」

「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号939）」

「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号2001）」

（藤村委員長）続きまして、特例措置番号920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置939「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置2001「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」について検討したいと思います。

では、まず事務局より説明をお願いいたします。

（鷹合参事官）

給食の外部搬入につきましては、特例措置としては3つございますけれども、保育所、児童発達支援センター、こども園かの違いのみでございまして、給食の外部搬入という措置内容は同じでありますから、一括して説明させていただきまして、審議も一括でお願いしたいと考えております。

資料2-2を御覧ください。本特例措置は、保育所における給食については、1ページ目になりますけれども、民間委託は認められているのですが、施設外で調理搬入する方式は認められていないところ、本特例措置を活用するとそれが認められるということでございます。これまで累計124の自治体が活用しまして、現在活用していただいている自治体も76自治体と多くございます。構造改革特区で最も活用いただいている特例措置の一つです。

今回、評価に当たりまして、9月に評価・調査委員会を開催させていただき、調査項目を確認いただいた上で、評価・調査委員会とこども家庭庁で調査をいたしました。まずは私から、評価・調査委員会の調査について説明したいと思っておりますが、その前に、2ページ目になります。前回の評価過程で委員から、現地視察を行いたい旨の要望をいただきましたので、昨年10月に現地視察をしていただきました。その概要を2ページに載せております。給食の外部搬入を導入している保育園と自園調理を行っている保育園の両方を視察させていただきました。委員の皆様全員に視察いただきましたので、御記憶と思えますけれども、概要を記載しております。今回視察させていただいた施設は、いずれも適切に給食の提供をしていました。

それでは、調査結果に移ります。3ページ目に評価結果の概要があります。5ページ以降が詳細の結果ですけれども、事務局からは概要のほうで説明させていただきます。

920の本年度の調査結果の概要ですけれども、評価・調査委員会の調査では、給食の外部搬入事業の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果が見られました。また、施設の構造上、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認されました。

離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応す

ることなどにより約8割の地方公共団体が「課題が克服された」としております。

アレルギー児への対応につきましても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を踏まえまして「取組を行った」地方公共団体数は54、「行っていない」が2地方公共団体ありましたが、その2地方公共団体は、もともとアレルギー児がいないというものでございました。ということで、しっかり対応できているということが出ております。

食育への取組につきましても、保育活動に畑作業を取り入れるであるとか、栄養士を配置して食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などによりまして、5割強の地方公共団体が「課題が克服された」としております。

保育士からもアンケート調査を取りましたけれども、評価としまして、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後、小学校に行っても食べ慣れた給食が食べられることから3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答がございました。

また、保護者からもお話を聞いております。バランスがよいメニューなのでよい、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、子供が苦手なものでも食べられることが助かっているという回答がございました。

続きまして、資料2-3を御覧ください。児童発達支援センターの特例措置のほうですけれども、これの2ページになります。内容は基本的には保育園と同じような内容が多いのですが、評価・調査委員会の調査の下から2つ目のポツです。児童の保護者からは、よくなった点として、給食によって食べられるものが増えたであるとか、もともとお弁当だったところもあるみたいですが、お弁当を作らなくてもよくなって助かっているという意見がございました。

また、経費削減ができたということで、療育サービスの向上が図られていることが確認されましたというような結果となっております。

最後に、資料2-4のこども園の調査結果ですけれども、これは基本的に保育園とほぼ同じ調査結果でございましたので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上になります。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、続きまして、当該特例措置の所管省庁でありますこども家庭庁より説明をお願いいたします。

(こども家庭庁横田課長) 資料2-2の13ページを御覧いただければと思います。こども家庭庁のほうでは、特区認定を受けている自治体の域内の対象施設について調査をいたしました。④の調査の実施時期、結果のところを御覧いただければと思います。

まず、離乳食の提供についてですけれども、こちらは外部搬入を実施している施設にのみ聞いた質問になりますが、離乳食について実施している施設は5割弱、そして、発達段階に応じて分けて実施している施設は2割強であったという結果でございます。

また、食物アレルギー疾患を有する子供への対応ですけれども、アレルギー疾患を有す

る子供の受入れについては、外部搬入を実施している施設では6割、そのうち子供に応じて個別に対応している施設は6割、弁当持参等の対応を行っていた施設は7割でございました。一方で、自園調理を行っている施設では、子供の受入れについては8割強で、そのうち子供に応じて個別に対応している施設は9割超であったということです。

体調不良児への対応については、個別対応について、外部搬入を実施している施設では1割に満たず、一方で、自園調理を行う施設では2割超であったということです。

食事の内容に配慮が必要な障害児への対応につきましては、配慮が必要な障害児の受入れについて、外部搬入を実施している施設では1割、そのうち子供に応じて個別に対応している施設は2割でございました。一方で、自園調理を行っている施設では、子供の受入れ自体については2割行っており、個別対応については7割弱であったという結果になっております。

給食などの提供につきましては、食育という観点も大事なのですが、食育への対応について、外部搬入を実施している施設では、調理場面を見せるなど調理者や食材の生産者に対して関心または感謝の気持ちを持つための取組を実施している施設が4割、自園調理を行う施設では6割でございました。

また、調理保育の機会を設けているかどうかについては、外部搬入は5割、一方で、自園調理のところは調理保育をやっている施設が8割でございました。

また、お誕生日会などいつもと違った食事スタイルの給食を行っている施設は、外部搬入では5割に対して、自園調理では8割という結果になっております。

そのほか自由記述のところといたしましては、外部搬入の評価としては、よい点として、コスト削減につながっている、保育所と小学校・中学校などと一環的な給食の提供ができるようになった、献立の多様化というものが挙げられておりました。

一方で、悪い点としては、配膳などの時間が自由にならなくなった、アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった、献立の画一化などが挙げられていたところです。

これらを踏まえまして、総括的なまとめといたしましては、次のとおり課題というふうに考えております。乳幼児の発達段階に応じた離乳食の提供ができている施設が全体の2割強であり、本来きめ細やかな対応が必要となる離乳食の提供について、外部搬入を実施している施設では、そもそも離乳食を提供していない、または一律の離乳食の提供となりやすいことが課題であると考えます。とりわけ乳幼児期の発達段階に合わせた食事の提供は、発育・発達に重要な取組であり、発達段階に応じた離乳食が提供される体制とすることが必要であると考えております。

また、保育所において食物アレルギー疾患を有する子供や食事の内容に配慮が必要な障害児に対しても、外部搬入を実施している施設では、子供に応じて個別に対応している施設は少ないということが課題であると思います。外部搬入の実施によりまして、こういった特別な配慮が必要な食事の提供や受入れというものが難しくなり、結果としてインクルーシブ保育などを困難にしていくことにつながりかねないということが懸念されていると

ころです。

続きまして、公立幼保連携型認定こども園におけます給食の外部搬入方式の容認事業につきましては、資料2-4の17ページに御報告をさせていただいております。こちらにつきましては、保育所と同様の傾向となっておりますので、説明については省略をさせていただきます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

(こども家庭庁今泉課長) 続けてになりますが、児童発達支援センターの関係の同じく給食の外部搬入のお話でございます。

資料2-3の25ページを御覧いただければと思います。こちらに調査結果ということでお示ししているものなのですが、調査対象としましては、地方公共団体27自治体で、実際に児童発達支援センターの施設のほうが28か所、それから外部の搬入事業者のほうが23か所ということになっております。

主な結果ということで項目を立てさせていただいておりますが、まず1つ目ですけれども、それぞれの個々の利用児童の発達段階に応じた食形態による給食提供ということで、児童発達支援センターはいろいろな子供たち、障害を有する子供たち等々が通っておりますので、まさに発達段階に応じた食形態の給食提供が非常に重要だと我々も考えております。実際にこの項目なのですけれども、発達段階に応じた食形態の給食が提供不可能な事業者が約半数いたというのが結果でございます。

それから、アレルギー児への対応になりますけれども、食物アレルギーを有する子供に対しても給食の提供は非常に気を遣うべきだと考えているところなのですが、実際に、後段にありますけれども、保育所のアレルギー対応ガイドラインにおける生活管理指導表の使用を検討中もしくは現状使用していない施設が約半数あったところでございます。

食育への取組というのは、外部搬入の実施後の取組ということで、それぞれ家庭における子供の食に関する悩みを相談できる機会を設けたりだとか、あとは食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施などは搬入後に行いましたよという答えを得られている状況です。

それから、給食に係る情報のやり取りや課題の共有という項目ですけれども、こちらは事業者と施設の間で実際に給食に係る情報のやり取り、それから課題の共有を行う仕組みがあるかないかということで、ないと答えた施設が3分の1程度あったと。それから、「また」以降になりますけれども、実際に給食の内容について定期的に検討する機会、施設や事業者側で構成する会議などをイメージしているのですけれども、そういうものを設置しているかということについてお尋ねしたところ、設置をしていないというふうに答えた施設が16施設ほどあったというのが状況でございます。

それ以外ということで、実際に外部搬入の評価というところでは、よい点として、コスト削減やメニューの多様化などが挙げられている一方で、デメリット、悪い点ということで、配膳時の時間が自由にできないだとか、あと保護者への支援が十分に行えなくなった

などというのが挙げられているところでございます。

最後にまとめのところなのですがすけれども、先ほどお話ししたとおり、それぞれの子供たちの発達段階に応じた食形態による給食提供、それから食形態の変更に対応がすぐできますよと、対応可能と回答した事業者は約半数ぐらいにとどまっているという実態もありまして、事業所によってはきめ細かい対応が難しくなっているというのも実態としてはあるのかなと思っていますところでは。

それから、アレルギーの重大な事故は報告されていないというか、実態としてはなかったのですが、先ほどお話ししたように、マニュアルを作成していないだとか、ガイドラインに基づいてきちんと生活管理指導表を使っていない施設などがあるということで、結構そのリスク管理体制にはばらつきがあるかなという認識を持っております。

実際に給食に係る情報は非常にやり取りが大事だと思うのですが、事業者と施設において、情報共有がきちんとされるような仕組みがないところ、また、協議会という形で関係者が一堂に会してやり取りをする場がない施設があるということで、その連携体制が十分に構築されていない状況にもあるのかなと考えているところでは。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、委員の皆様からの御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

(伊澤委員) 先ほど御説明いただいた児童発達支援センターのほうなのですがすけれども、こちらの調査結果を拝見すると、調査対象は外部搬入しているセンターのみを対象にしたということでよかったでしょうか。

(こども家庭庁今泉課長) そうですね。

(伊澤委員) すなわちこの調査結果は、自園調理をしているセンターと外部搬入しているセンターとを比較しているのではなく、外部搬入しているセンターのみを対象とした結果、こういうまとめになっているという理解でよろしいですか。

(こども家庭庁今泉課長) そうです。おっしゃるとおりです。

(伊澤委員) ということは、自園調理をしたところと比べると、もう少しこのまとめに関しては違ったというか、すなわち提示していただいている課題が、外部搬入しているからこそ発生しているのか、そうではなく自園調理と外部搬入共通の課題なのかというところがあるのだと、その辺りはいかがでしょうか。

(こども家庭庁今泉課長) 実際にどこまでというのはあるのですがすけれども、ただ、ここにもちょっと書かせていただいているところなのですが、恐らく自園の調理だと、子供たちの状況を適時把握しながらうまくメニューの構成を考えたりだとか、とろみをつけましようとかそういう話もあると思うのですがすけれども、それが割とスムーズにできている状況なのだとして理解しているのですがすけれども、どうしても外部からの搬入だと、その分断があるので、業者が入って、施設があつてとなると、そのメニューを今日変えましよう、明日変

えましようみたいな話にはなかなか対応しづらいものだと理解しております。

(伊澤委員) 一旦分かりました。

(藤村委員長) そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

(岩崎委員) 岩崎です。

質問が二つあります。

1つは、昨年10月、御一緒に視察させていただいて、外部搬入を行っている自治体の保育園の現場では満3歳未満のお子さんたちのために、現場で食材を食べやすいように細かく刻むなど、必要に応じて追加的工夫や配慮をされていることを拝見してまいりました。こども家庭庁のほうでもガイドラインを作成するなど、課題が生じないよう予防的措置にも対応してくださっており、国の責務は果たしていると推察しているところです。

外部搬入を全国的に認めることで、施設運営が円滑になり、満3歳未満児の待機児童が減るのであれば、政策的には望ましい部分もあるのではと推察するのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

2つ目の質問は、恐らく今後は地域の実情に応じて、地方公共団体が責任を持って指導いただくことを期待した上で、全国展開もよいのではないかとの意見を私は持っておりますが、今後、社会状況の変化で随時異なる対応が求められたときに、こども家庭庁と内閣府が情報共有とか協力して望ましい形で進めていく協力体制が取れるかについて教えてください。

以上2つ質問です。よろしく願いいたします。

(藤村委員長) いかがでしょうか。

(こども家庭庁栗原課長) まず、待機児童の関係で申しますと、ピーク時は2万人超いたところが今は2,000人台まで減ってきておりますので、ここの部分での政策的な効果がすぐ出るような部分では、現状ではあまりないのかなとは思っております。

一方で、多分全体の話の中で出てきているかと思えますけれども、どちらかというところの子供の数が減ってきている地域の中で、自治体自体が小さくなっていくようなところで、公立の関係の施設をどうしていくかというときに、このやり方というのは意味があるというのは一つ理解をしているところではございます。ただ、我々としては、今、先ほど横田課長が説明したとおりで、少し今回の調査からも、本来、子供の育ちとかそういう観点から、食は極めて重要なところですので、そういうところを見ると、我々の調査は特に比較をして見たところ、ちょっとまだ懸念がある部分がポイントポイントであるなというところが今の私たちの理解ということでございます。

(こども家庭庁横田課長) また、これまで私どものほうでもこういったガイドラインを作成いたしまして、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」というところで、自園調理が原則でありながらも、外部搬入をするに当たっての一人一人に応じた配慮とか食育の推進とか職員間の連携が重要だとか、様々なことを説明して、周知をして取り組みを進め

てきているところであるのですが、ただ、やはり個々の園の調査をいたしますと、結果として、岩崎先生から国の責務をある程度果たしてきているとおっしゃってくださっているのですが、結果だけを見ると、ガイドラインの徹底周知と現場でのそういった取組がまだまだ十分ではなく、課題であるなというふうに認識をしております。

先生がおっしゃった、仮に全国展開ということであれば、内閣府さんとの連携というよりは、こども家庭庁のほうでしっかりと確実に子供にとって本当にふさわしい食事が提供されるよう、また、健全で発達に必要な食育が行われるように、しっかりとこども家庭庁としても取組を進めていかなければいけないというふうに考えているところです。

(藤村委員長) そのほかございますか。

こういう制度は、非常にちゃんとやっていたらしゃる施設から、だんだんレベルが落ちるといふか、危ないことをやっているところは論外だと思うのです。今回お調べいただいた中で、まだまだ改善の余地はあるよねという施設が散見される結果だったと思います。それをもって、まだ全国展開は難しいというふうに判断するのか、あるいは多くの施設で既に対応がレベルとしてはできていることから。ここで全国展開を考えてもいいのではないかという判断もあると思います。

その辺、こども家庭庁としては、安全なほうを取りたいということでしょうか。

(こども家庭庁横田課長) 安全、衛生管理というところについては、むしろ結果としては、今回は最低限の安全と衛生管理は遵守されていたというところなのですけれども、ただ、食物アレルギーを有するお子さんですとか、体調不良児ですとか、障害があるお子さん、そして、ましてや今回は0～2歳という離乳食とか子供の発達段階に応じたきめ細かい食事の提供が必要とされる子供に対する外部搬入というところで、そこについて個別に対応している施設が自園調理より低かったというところについては、課題と言わざるを得ないと考えています。

(藤村委員長) その辺の改善の余地は、改善を期待できるというふうに判断するかどうかというところでしょうかね。

今、質問も出ておりますが、一応、評価案を事務局として取りまとめていただいたものがありますので、それを説明いただきたいと思います。

(鷹合参事官) 資料3の評価意見案でございますけれども、事務局でこの議論をする前に作成させていただいたものでございます。

3ページ目になります、920、939、2001ですけれども、保育園の給食の外部搬入につきましては、平成16年から措置化されておりました、20年以上経過しております。評価・調査委員会の評価の過程で、3歳以上の児童の給食の外部搬入につきましては、平成22年から全国措置化されましたけれども、その全国措置化からも15年が経過しております。そのような状況の中で、評価・調査委員会のほうの調査では、経費の削減であるとか、地元食材の活用であるとか、経済効果があるとか、施設の構造上、自園調理ができず2歳未満が受け入れられなかったところができるようになったとか、非常に効果が出ているという調

査結果が出ております。

また、先ほど話もありましたけれども、安全衛生上の管理は最低限できているということで、大きな事故につながった事例もなく、運用できているとも考えております。

また、全国展開をしても、強制的に全てが外部搬入の給食になるわけではなく、自治体が特区計画の認定を経ることなく決められるというもので、自治体の選択肢を増やすものでございますから、地方分権にも資すると考えております。

これらの観点から、事務局案としては、920、939、2001の特例措置については、資料3のとおり全国展開、速やかに府令・通知の改正等を行うと評価意見案をさせていただきました。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

なお、この評価意見案のうち、本日の委員会の審議に関する部分、具体的には⑥の一番下のほうです。次のような意見が出されたという、そこは補足をした上で最終的なものにしていきたいと思っております。

この評価案につきまして議論をしていきたいと思っておりますが、事務局からは全国展開すべきという発言がございました。こども家庭庁からは、その点はいかがでしょうか。

(こども家庭庁横田課長) 課題があるということを繰り返し申し上げてきたところでございます。ただ、一方で、特区事務局から御説明があったとおり、随分と長く特区でずっと運用してきておりまして、こういった課題をそのままにしておくということも、なかなか特区のままで食事の提供ガイドライン等の周知徹底等と呼びかけても改善されてきていないという状況もあると思っております。ですので、離乳食の提供ですとか、食物アレルギーとか障害のあるお子さんとか、個別対応が必要な子供ですとか食育への対応という観点から適切に対応できるような所要の措置を例えば講じた上で全国展開を図るとか、そういったことであれば課題は解消することができるのかなと今考えております。

(藤村委員長) 分かりました。

岩崎さん、ありますか。

(岩崎委員) 課題があるとの御指摘に関しては、その事実を重たくお聞きしました。ただ、自園調理と外部搬入と相対的に差があるとはいえ、自園調理においても課題は少なからず生じているわけですから、どちらがどうというよりも、全体的に課題は解消しなければいけないのではないかと思います。ですので、今回の満3歳未満児の外部搬入の課題ということだけではなくて、全体的に満3歳未満児に関しては、自園調理でも御指導いただきたいと思っております。

(藤村委員長) 分かりました。

私からも意見を述べたいと思っております。事務局から説明がありましたように、これまで本特例措置は制度創設から22年、活用実績も多く、適正に運営されていて、大きな事故も確認されていないということを確認しております。また、今回、3歳未満の子供たちに拡大

することによって、保護者の意見、あるいは園の意見も比較的好意的な部分も多いというふうに見ております。実際に現地視察をして、適切に運営されていると思えました。

ただ、こども家庭庁からの御説明では、幾つか懸念点があるというお話でございました。その点について、今後の対応で改善が見込めるのではないかと考えております。よって、こども家庭庁が懸念される事項について、何らかの措置を講じた上で全国展開すべきと考えます。その際、こども家庭庁としてどういった措置が可能か、お聞かせいただければと思います。

まずは、保育所、こども園を所管する担当課、その後、児童発達支援センターを所管する担当課から説明をお願いいたします。

(こども家庭庁横田課長) まず、今検討していることですが、既にこのように食事の提供ガイドラインはあるのですが、外部搬入、とりわけ0～2歳児については今回全国展開が提案されているということで、その部分について調査研究等を進めまして、さらにガイドラインの充実を図り、0～2歳も含めた外部搬入の実施が適切に行われるようにしてまいりたいと考えております。また、必要な法令等の改正ですとか通知の改正等も検討して、しっかり対応していきたいと考えております。

(藤村委員長) ありがとうございます。

(こども家庭庁今泉課長) 続きまして、児童発達支援センターの関係ですが、先ほども御質問をいただいたり、私からも説明さしあげましたけれども、やはりそれぞれというか、全ての子供たちの発達に応じた給食提供というのは非常に大事だと思っていますので、それが可能となるようにと。それから、やはりアレルギー関係の対応というのは引き続き大事だと思っていますので、その対応。それから、もう一つは、事業者と施設の間できちんと給食に関する情報のやり取りをしていただきたいなという思いがありますので、そういった観点からきちんと適切に対応いただくようにということで、必要な通知も含めて法令等の改正ができればというふうに思っているところでございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

ただいまこども家庭庁から御説明がありました所要の措置を講じた上で、全国展開すべきというふうに考えますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

どうぞ。

(伊澤委員) 伊澤です。御説明ありがとうございました。

おっしゃっていただいたとおり、この課題に関しては、外部搬入の全国展開をするに当たっての障害とは言えないと思いますので、全国展開ということではいいかなと思っています。

その上の条件というか、これは事務局に御質問なのですが、措置を講じることによって、結果的に外部搬入するような機会を損ねてしまうような、結局規制緩和していないんじゃないかというリスクもあったと思うので、それは御検討いただいた上で、この委員会としても確認するようなプロセスはあるのでしょうか。

(鷹合参事官) そのような御要望があるということで、我々もそこは非常に気にしておりますまして、全国展開するに当たって何か規制が強化されるということは望ましくないことだと思いますので、過度な要件の追加がされていないかとか、また、現に活用している自治体が全国展開することにより手続等に大きな負担が生じないようにすることが非常に大事だと思っておりますので、そこは我々事務局としてもフォローしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(伊澤委員) 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

どうぞ。

(久保委員) 久保ですけれども、本件に関係してという話なのですが、今のお話はあくまで公立に関するお話だったかと思うのですけれども、これは私立に関してはどのようにこども家庭庁さんとしてはお考えでしょうかというのを、ちょっと御意見を聞かせていただけたらと思うのです。

(こども家庭庁横田課長) 今回はあくまで公立保育園と認定こども園のことについて特区提案をいただいていると思っておりますので、この件についての全国展開について、今そのように御提案いただいたのかなというふうに受け止めております。私立については考えておりません。

(久保委員) 私立についてはそのようなニーズがないかという、実際のところのニーズというのはいかがなのですか。

(鷹合参事官) ニーズは、アンケート調査によると、1自治体のほうから私立もしてほしいという話もありますけれども、今のところそこまで強い感じでたくさん来ているわけはありません。この制度自体は公立の特例措置なので、純粹に全国展開するとすると、公立のみということになります。もし私立の要望が強いようであれば、恐らく規制改革提案という形で我々のほうに私立の関係者から来ると思っておりますので、そのときはそういう形で対応したいと思っております。

(藤村委員長) よろしいですか。

(久保委員) ありがとうございます。

(藤村委員長) どうぞ。

(鷹合参事官) 今、全国展開、所要の措置を講じた上で対応いただけるという話がありましたけれども、ある程度時期をしっかりと決めたいと思っておりますまして、今から今年度中にやれとはさすがに言えませんので、時期としては、いろいろガイドラインの充実とか法令改正を令和8年度中あたりに府令・通知等の改正を行うという形でいいのかなと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(こども家庭庁横田課長) はい。

(鷹合参事官) ありがとうございます。

(藤村委員長) 分かりました。

幾つか意見も出まして、そういったこと、あるいはこども家庭庁から御説明がありました所要の措置を講じた上で全国展開をするということにしていきたいと思います。

具体的な文言については、私に御一任をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

先ほど事務局からもありましたように、府令とか通知の改正で、逆に使いにくくなることは避けなければいけないと思っております。現に活用している自治体が全国展開することにより手続等に大きな負担が出ないように、その辺りにも配慮をしてこども家庭庁の皆さんには検討いただくようお願いをしたいと思います。

事務局も引き続きフォローをお願いいたします。

以上をもちまして、特例措置番号920、939、2001については終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(こども家庭庁退室)

3. 特例措置の評価時期の設定について

(藤村委員長) もう一つ議事があります。議事の3「特例措置の評価時期の設定について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(鷹合参事官) 資料4を御覧ください。毎回評価意見をまとめていただく評価・調査委員会の開催時に、次に評価すべき特例事項とその時期について確認いただいております。資料4の最後のページ、9ページになりますけれども、評価項目スケジュールにつきましては令和10年度まで決まっております。

令和11年度をどうするかですけれども、1ページ目を御覧ください。1ページ目が学校設置会社による学校設置事業、いわゆる株式会社による学校の運営の特例措置の概要です。当特例措置は、令和5年度に評価をしていただきまして、委員会から是正の評価をいただいているところです。当評価に基づきまして、基本方針の別表1を改正しまして、3から4ページ目になりますけれども、認定自治体に専門的な知識及び経験を有する職員を担当部局に置くこととか、既に認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社に当たっては、既存の学校が適切に運営されていることといった要件を追加するなどしております。これらが適切に実行されているかというのを、令和11年度で基本方針の改正から5年たちますので、評価を行っていただきたいと考えております。

もう一つは、2ページ目になります。国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化です。これは公立大学法人が業務の範囲外の目的で土地・建物を貸し付けるに当たっては、文部科学大臣の認可が必要なところ、届出をもって代えることができるという特例措置でございます。これは今年度初めて認定されました特例措置でして、初めて認定され

た特例措置につきましては、評価・調査委員会は、評価時期を検討しまして本部長に意見を提出すると基本方針に定められております。このため、本特例措置を令和11年度の評価対象としたいと考えております。

8ページ目に評価時期の意見案を作成しております。ここに評価時期、令和11年度と記載したいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(藤村委員長) ただいまの御説明、よろしいですかね。

では、特例措置816及び特例措置837につきましては、事務局提案のスケジュールどおり、令和11年度に評価を行うということで、この委員会の意見として了承することとしたいと思っております。よろしいですね。

ありがとうございます。

4. その他

(藤村委員長) 以上で本日の議事は終わりますが、事務局から何かございますでしょうか。

(鷹合参事官)

それでは、説明させていただきます。

資料5になります。3点ございまして、これらは報告事項ではございますけれども、1つ目は評価基準に関するものでもございますので、御意見があればお願いしたいと思っております。

1ページ目になりますけれども、構造改革特区制度は、平成14年の創設から23年たっております。多くの特例措置が設けられたのですが、時間が経過しまして、技術の進展であるとかニーズの変化等によって規制の特例措置を講ずる必要性が失われて、この特例措置を存続しても、どの自治体も使わないという特例措置が出てくるのではないかと考えております。このような特例措置は廃止してもいいと思っているのですが、基本方針には、このような理由で廃止できるという規定がないことから、2ページ目になりますけれども、廃止できる規定を、基本方針の評価基準のところでお) 廃止とあるのですが、そこに1つ追加しまして、「弊害の有無にかかわらず、技術動向、ニーズの変化又は制度整備の進展等により、規制の特例措置を講ずる必要性が失われ、特例措置として存続させる合理性が認められない場合」というのを追加させていただいて、廃止できる規定を設けてまして、来年度以降評価していただける形をつくっておきたいと考えております。

続きまして、2点目ですけれども、ちょっと前になりますが、令和6年12月の国家戦略特別区域諮問会議において3つの特区について今後の方向性を決めました。資料で言いますと14ページがその諮問会議のときの資料でございまして、その中で3つの特区、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区の特例措置の全国展開をさらに推進していこうという話を打ち出しております。

もう一つ、国家戦略特区と総合特区のほうで全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区のほうに移行できればしてほしいということを打ち出しております。

国家戦略特区は特区域が決まっておりますので、全自治体では使えないという形になっているのですけれども、構造特区のほうは全自治体が申請すれば使えますので、どちらかというとな国措置化的な形で構造特区はなっているということで、国家戦略特区から構造特区に流れてくるものもあれば、やっってくださいということで、関係各省のほうに聞いてみました。移行できる、あるいは全国展開できるものはないですかと聞いてみたところ、3ページと4ページに戻りますけれども、各省が移行できると回答したものがあつたので、報告いたします。

3ページのほうは、総合特区や国家戦略特区から構造改革特区に移行する措置で、経済産業省のガス融通事業とこども家庭庁の保育園関係の措置2つの計3つの特例措置でございます。これがガス融通事業のほうは総合特区から、こども家庭庁のほうの特例措置は国家戦略特区から構造特区のほうに移管される予定でございますして、3月下旬までに基本方針を改正しまして、来年度から活用できるようにする予定でございます。

続きまして、4ページですけれども、これは構造特区の特例措置のほうを全国展開する措置でございます。3つ特例措置がありますけれども、いずれも経済産業省さんが所管の省令の措置です。経済産業省さんは非常に積極的に対応いただきまして、ありがとうございます。

水素ガススタンドを設置する際に、保安統括者の選任を不要とする措置であるとか、燃料電池自動車の再検査を行う際に、取り外すことなく検査をすることを可能とする措置であるとか、高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更可能とする措置なのですけれども、上の2つにつきましては、平成15年の特区制定当時はジメチルエーテルというものも水素とかと並んで入れておりましたところ、今、水素のほうは使われていると思うのですけれども、ジメチルエーテルは単体の使用がほぼ使われていないということでございまして、ジメチルエーテルスタンドとかジメチルエーテル自動車の容器の再検査に係る特例措置も入っていたのですけれども、今回、単体での使用が見込まれませんので、特例措置を存続される合理性がないので、ジメチルエーテル関係の規制については盛り込まず、全国展開をする予定でございます。これも3月下旬に基本方針を改正して、来年度から全国展開ということを考えております。

私からの説明は以上です。

(藤村委員長) 分かりました。

これは質問があればしていただいて、どうぞ。

(伊澤委員) 御説明ありがとうございました。

改めて、国家戦略特区と総合特区からの構造改革特区への移行は非常に重要かと認識いたしました。進めるべきだと思います。今回、3事業を挙げていますが、これは各省庁に聞いてみたらこの3つが挙がってきましたということの理解でしょうか。

(鷹合参事官) そうです。

(伊澤委員) もしかしたら事務局のお仕事を増やしてしまうのかもしれないけれども、こ

ういうことはより進めるべきだと思いますので、所管省庁の自主性も重要だと思いますが、既にそういった各特区での規制改革はあると思いますので、これはできないのですかという問いかけをして、なぜできないのですかというふうに聞くというのは非常に重要かと思うのですが、そのところはどうか。

(鷹合参事官) 定期的といいますか、タイミングを見て何年かに1回やったりしていますけれども、そこは引き続きしっかりと検討していきたいと思います。

(小山審議官) 去年6月に諮問会議をして、全国展開とか構造改革特区化というのは進めていこうということで、それぐらいから議論して、実際に自主的に出したというか、むしろアンケートでも自治体側もそうですし、役所側もできそうだという話があったものを具体化したということで、これは継続してやっていきたいと思っていますので、まだまだ出てくる可能性はあるかなと思っています。

(伊澤委員) ありがとうございます。

(藤村委員長) そのほかございますか。よろしいですか。

これは報告事項だから、承りましたというのでいいですね。分かりました。

5. 閉会

(藤村委員長) では、本日はこれで閉会をしたいと思います。どうもありがとうございました。